

暮らしの情報箱

はがきなどで申し込む場合の記入例

- ① 催しなどの名称
- ② 住住所
- ③ 氏名(ふりがな)
- ④ 年齢(学年)
- ⑤ 電話番号
- ⑥ その他必要事項

※費用が記入されていない催しなどは原則無料です。

年金・国保・後期高齢者医療

障害基礎年金の受給権者所得状況届・障害状態確認届を忘れずに

現在、障害基礎年金(年金証書の年金コードが「2650」か「6350」)を受給中で、受給権者所得状況届・障害状態確認届の用紙が届いた方は、7月31日までに問合先へ必ず提出してください。引き続き年金を受けられるかどうかを決める大切なものです。

問 国保年金課国民年金係

☎5744-1214 FAX5744-1516

国民健康保険に加入している方へ

①高額療養費の「限度額適用認定証」を発行します

医療機関の窓口で保険証と一緒に提示すると、保険診療分は、医療機関ごとに自己負担限度額までの負担となります。発行には申請が必要です。すでに限度額適用認定証があり、8月以降引き続き利用を希望する方も申請が必要です。保険料に未納があると発行できないことがあります。保険が適用されない診療費、食事代、差額ベッド代などは対象外です。 ※住民税課税世帯の70～74歳の方の限度額の変更は区のホームページなどをご覧ください。

問 次のいずれかに該当する方

①69歳以下②住民税非課税世帯の70～74歳

問 保険証、印鑑(スタンプ印不可)を問合先へ持参

②「特定疾病療養受療証」を発行します

医療機関の窓口で提示すると、1か月の自己負担限度額が10,000円(人工透析を受けている慢性腎不全の69歳以下で上位所得世帯の方は20,000円)になります。受療証の有効期限が7月31日の方へは、7月下旬に郵送します。

問 次の疾病にかかり、長期にわたり継続した治療が必要な方

①血友病②血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症③人工透析が必要な慢性腎不全

問 保険証、病名がわかる医師の証明(診断書など)を問合先へ持参

◇112とも◇

平成29年1月2日以降に転入した方は、

前住所地の課税(非課税)証明書などが必要な場合があります。

問 国保年金課国保給付係

☎5744-1211 FAX5744-1516

③高齢受給者証を7月下旬に郵送します

高齢受給者証には、医療機関などで支払う本人負担額の割合を記載しています。70歳の誕生日の翌月(1日生まれの方は当月)から75歳になるまで、保険証とあわせてお使いください。

8月1日以降は、新しい受給者証をお使いください。現在お持ちの受給者証は、有効期限が過ぎたら破棄してください。

問 70～74歳の国民健康保険加入者

●負担割合 原則、高齢受給者証の表示は2割ですが、昭和19年4月1日以前に生まれた方は、特例措置として一定の所得を超えない限り、1割負担です。

ただし、同一世帯に70～74歳の国民健康保険加入者で、住民税の課税所得が145万円以上の方がいる場合は、高齢受給者証対象者全員が3割負担となります。 ※3割負担の方でも、平成28年中の収入金額(必要経費を引く前の金額)によっては2割負担になることがあります。詳細は同封のチラシをご覧ください。

問 国保年金課国保資格係

☎5744-1210 FAX5744-1516

後期高齢者医療保険に加入している方へ

◆一部負担金の割合が変更になる方へ、新しい「後期高齢者被保険者証」を郵送します

7月中旬に新しい被保険者証を郵送します。8月1日以降は現在お持ちの被保険者証を返送してください。一部負担金の割合に変更のない方は、現在お持ちの被保険者証をそのままお使いください。

問 国保年金課後期高齢者医療資格係

☎5744-1608 FAX5744-1677

◆「高額療養費制度の改正」自己負担限度額が8月から変わります

問 ①3割負担の方の外来(個人単位) ②1割負担の一般区分の方で①外来(個人単位) ②外来と入院(世帯単位)

●自己負担限度額(8月1日から) ①57,600円②①14,000円②57,600円

問 国保年金課後期高齢者医療給付係

☎5744-1254 FAX5744-1677

傍聴

おおた健康プラン推進会議

問 7月24日(月)、午後1時30分～3時

問 蒲田地域庁舎

問 先着10名 問 当日会場へ

問 健康医療政策課経営計画担当

☎5744-1682 FAX5744-1523

(仮称)洗足池景観形成重点地区の追加指定等に伴う大田区景観計画の変更(素案)説明会

問 7月27日(木)、午後6時から

問 (公社)洗足風致協会(南千束2-1-6)

問 当日会場へ

問 都市計画課都市計画担当

☎5744-1333 FAX5744-1530

障がい者施策推進会議 差別解消支援地域協議会

問 8月1日(火)、午後1時30分から ※推進会議終了後に地域協議会を開催します。

問 さぼーとぴあ 問 先着20名

問 当日会場へ ※手話通訳希望は7月24日までに問合先へ申し込み

問 障害福祉課障害者支援担当

☎5744-1700 FAX5744-1555

交通政策基本計画推進協議会

問 8月7日(月)、午前10時～正午

問 区役所本庁舎2階 問 先着15名

問 当日会場へ ※手話通訳希望は7月18日までに問合先へ申し込み

問 都市計画課公共交通企画担当

☎5744-1303 FAX5744-1530

募集

平和の森会館指定管理者

●指定期間 平成30年4月1日から5年間

●募集期間 8月21～31日

※現地説明会有り。7月21日(金)、午前10時～正午。詳細は区のホームページをご覧ください。

問 地域力推進課区民施設担当

☎5744-1229 FAX5744-1518

「外国人おもてなし語学ボランティア」育成講座受講者

外国人とのコミュニケーションや「おもてなし」の心を学びます。

問 入門から初級の語学力(英語)のある方で次の全てを満たす方

※語学資格証明書類の提出は不要

①区内在住・在勤・在学の方

②15歳以上(中学生を除く)

③本ボランティアの趣旨を理解し、日常

生活の中で積極的に活動する意欲がある
④グループワークやロールプレイングに、協調性を持ち積極的に参加できる。

⑤3日間全ての講座に参加が可能

問 8月22日、午後1時～4時30分(おもてなし講座)。8月23・24日、午前10時～正午、午後1時30分～3時30分(語学講座(英語)4回)

問 区役所本庁舎2階

問 抽選で36名

問 区のホームページから申し込み。詳細は区のホームページかチラシ(問合先、特別出張所、図書館などで配布)をご覧ください。8月4日締切

問 国際都市・多文化共生推進課

☎5744-1227 FAX5744-1323

求人

特別区(東京23区)職員

詳細は採用試験・選考案内(人事課、問合先で配布)をご覧ください。

問 次の要件に該当する方(職種により国籍要件有り)

①I類(土木・建築新方式)=昭和61年4月2日～平成8年4月1日生まれ(I類一般方式の申込者は不可)②II類=平成8年4月2日～12年4月1日生まれ③経験者=採用区分ごとに年齢要件、民間企業などの業務従事歴の要件有り。職種により免状などの要件も有り。④身体障害者=次の全てに該当する方(身体障害者手帳の交付を受けている、昭和61年4月2日～平成12年4月1日生まれ、通常の勤務時間(週38時間45分、1日7時間45分)に対応できる、活字印刷文または点字による出題に対応できる)

●試験日程 ①③9月3日②④9月10日

●申込期限 郵送=①②③7月27日、④8月3日、インターネット=①②③7月31日、④8月7日(消印・受信有効)

問 特別区人事委員会事務局任用課

☎5210-9787

お知らせ

認知症サポーター養成講座の講師を派遣しています

区内の自治会・町会、企業、学校(小学生以上)や有志の10人以上の集まりに講師を派遣します。90分の講義では認知症の基礎知識や認知症の人と接するときの心構えなどを学びます。 ※申込方法など詳細は区のホームページをご覧ください

問 区内在住・在勤・在学の方

問 高齢福祉課高齢者支援担当

☎5744-1250 FAX5744-1522

お済みですか? 児童扶養手当・特別児童扶養手当等の手続き

ひとり親家庭や障がいのある児童を扶養している家庭を対象とした手当と助成制度です。受給するには申請が必要です。詳細はお問い合わせください。

問 子育て支援課児童育成係 ☎5744-1274 FAX5744-1525

新規申請

戸籍の全部事項証明書(謄本)などの書類が必要です。案内パンフレットは地域庁舎、特別出張所などで配布しています。

受給資格の継続

現況届の提出が必要です。該当する方へ8月上旬に書類を郵送しますので、児童扶養手当は8月31日まで、特別児童扶養手当は9月8日までに提出してください。

手当	手当支給額(月額)	対象など	所得制限	支給期間	現況届提出時期
①育成手当(児童育成手当)	児童1人につき13,500円	ひとり親家庭	申請者本人が限度額未満	児童が18歳に達した日の属する年度末まで	6月
②ひとり親家庭等医療費助成	健康保険対象の医療費の自己負担分の一部を助成(生活保護受給者は対象外)	※父母が離婚、父か母が死亡、父か母から1年以上遺棄、父か母が重度障がい、父か母がDV保護命令を受けた、父母が未婚など	申請者本人、配偶者、扶養義務者などがいずれも限度額未満	※②③は中程度以上の障がいのある児童の場合は20歳に達した日の前日まで	10月
③児童扶養手当	全部 42,290円 一部 所得に応じて9,980円～42,280円 加算額 2人目5,000円～9,990円 3人目以降3,000円～5,990円				8月
④特別児童扶養手当	児童1人につき 重度 51,450円 中度 34,270円	20歳未満で身体障害者手帳1～3級程度(⑤は1～2級程度)、愛の手帳1～3度程度の児童	申請者本人が限度額未満	児童が20歳に達した日の前日まで	6月
⑤障害手当(児童育成手当)	児童1人につき15,500円				

(注)児童が児童(社会)福祉施設に入所しているときは対象になりません。ただし、母子生活支援施設、保育園、児童発達支援センターなどの場合は対象になります。
③=児童扶養手当法が改正され平成26年12月1日以降は、公的年金給付などの額が児童扶養手当の額よりも低い場合には、その差額分の手当が支給されることになりました。公的年金が支給される場合は給付制限があります。
④⑤=診断書の障がいの状況によっては該当しないことがあります。